



## ◆～新年のご挨拶～

新年あけましておめでとうございます。

昨年は大変お世話になり、ありがとうございました。今年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

毎年新年になると、「今年はこれしたい」「あれをするぞ」と無理やり考えるのですが、去年の新年に考えていたことは、記憶からすっかりと飛んでおります。

今は、新年を無事に迎えられたことに、ただただホッとしているお正月です。



今年は、マイナンバーの制度が始まります。個人のマイナンバーは、「むやみに他人に見せてはいけない」から、「他人に見られると大変なことになる」「情報が洩れてしまう」という話に飛躍し、詐欺も増えているようです。

「むやみに他人に提供してはならない」中、勤務先等、どうしても見せないといけない場面もあります。世間に正しい情報を伝えることの難しさを感じます。

しかし、制度が変わる時は騒がれたとしても、時が経ってみると、いずれ新しい制度が当たり前になります。

話は違いますが、不動産の権利証が、昔の紙の登記済証から「登記識別情報通知」というパスワード形式に変わった時、「不便だから、いずれ元の紙形式に戻るんじゃないか？」と考えたりしていましたが、今では、パスワード形式で交付されるのが自然に。



新しい制度にあれこれ言う前に、変化についていくことにしましょう。 司法書士 吉田浩章

### 本号のトピックス

- はじめに～新年のご挨拶～
- 栗野の「3万円から始める」優待生活
- 法律コラム「会社の資格証明書の添付が不要に」
- 山下の「楽しいボランティア」
- 岸野の「息子達とのワクワク体験記」
- 吉田の「のんびり」温泉旅日記
- マメ知識－「尊厳死の宣言書」とは
- Q & A 遺言書の作成「自筆証書と公正証書の違い」
- 4コマまんが「今年は夫の気分で・・・」
- 「仕事にも生かせる」おススメ本
- 事務所のご案内
- 編集後記



## ◆栗野の「3万円から始める」優待生活

あけましておめでとうございます。事務の栗野です。本年も良い年でありますように・・・

今回は、株はせがわの優待を紹介します。優待は年1回、9月末の権利確定で11月下旬頃に届きます。

但し、今年度より1年以上の保有に変更になります。初年度（H28）のみ半年以上保有で有効なので、3月末までに取得すればOKですが・・・2015年は、ピエトロのドレスリング2本と、パスタソース2箱が届きました☆1,500円相当の九州特産品との事なので、今年も同じかどうか分かりませんが。A^^;)



平成27年12月29日現在の株価は1株456円（購入は100株単位）。配当は100株で年間750円（税引前）で、配当利回りは約1.6%です。 栗野 恵

【優待メモ】株はせがわ（東証1部上場）。権利確定月は9月（年1回）。

## ◆法律コラム－「会社の資格証明書の添付が不要に」

株式会社や有限会社等の会社が、不動産の登記をする時に必要とされていた資格証明書（会社の登記簿謄本等）。

会社の代表者が誰であることを証明する書類ですが、平成27年11月2日から、「会社法人等番号」を登記申請書に記載することで、資格証明書の添付は不要になりました。

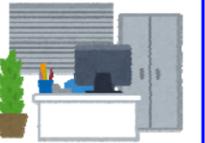
逆に、資格証明書を添付する場合の有効期限は、今までの「3か月」から「1か月」に短縮。

金融機関の対応は早く、改正初日に申請する登記から「証明書は出しません」と。

金融機関に限らず、不動産業界など、不動産の登記をたくさん扱われている会社さんにとっては、コストダウンになる改正です。

ちなみに、会社が不動産の買主になる場合の、住所証明書としての登記簿謄本も省略可能に。

しかし、司法書士としては、会社の代表者がどなたなのかを確認せずに登記するわけにもいかず、資格証明書のコピーももらえない場合は、司法書士が自腹で確認しないといけない場面も？という可能性はあります。



## ◆山下の「楽しいボランティア」

あけましておめでとうございます。

司法書士の山下です。

過ぎ行く2015年は、皆様にとってどんな一年でしたでしょうか？

あつという間の一年だったとためいきをつきたくりますが、一年間の自分の体験をゆっくり振り返ってみると、喜びや悲しみ、出会いや小さな成長など、さまざまな出来事に満ち満ちていたことが思い起こされます。

成年後見の仕事や地域のボランティアで、80代、90代の高齢の方たちとふれあっていると、ああ、この方たちの背後には、たくさんの出来事が積み重なっていて、数え切れない喜び、怒り、哀しみ、楽しさの心の旅路をずっと歩いて来られたんだなあ感慨深くなります。歳を重ねて高齢を迎えるということはすごいことなのだ。

さあ、新しい年、私もいろんな出来事にあたふたしながら、しっかり歩いて行くぞー！

山下千恵子



## ◆岸野の「息子達とのワクワク体験記」

あけましておめでとうございます。

司法書士の岸野です。

さて、息子達、少年野球にどっぷりはまり、全然私と遊んでくれません。誘っても、野球と天秤にかけられて、よっぽどでないとお断りされます。こうなったら、私も野球の応援を頑張ろうと思い、スコアをつけ始めました。高校生の時に野球部のマネージャーを少ししていたので、スコアをつけていました。でも、20ウン年前、全く勤は戻らず、少し目を離すと、えっ何？今のどうなったの?? まだまだです。

秋からの大会に同行し、試合を重ねる度に成長していく子供達を近くに感じ、まだまだ幼くて、素直でかわいいチームの子達と一緒にグラウンドの隅っこに座ってお弁当を食べたり、意外と楽しいな～と思って週末を過ごしています。一つ問題があると言えば、週末を野球に捧げると、家事が溜まって大変になってしまふことです。岸野恵子



【発行】〒590-0024 堺市堺区向陵中町4丁4番7号

司法書士吉田法務事務所（JR阪和線、南海高野線三国ヶ丘駅近く）

TEL072-254-5755

E-mail yoshida-houmu@nifty.com



## ◆吉田の「のんびり」温泉旅日記

10月の3連休に、丹後半島に行きました。京都府プレミアム付宿泊券の旅です。

天橋立経由で、1日目は夕日ヶ浦温泉「佳松苑」に宿泊。佳松苑は、夕日ヶ浦温泉の中では規模が大きく、設備もきれい。料理もおいしくて、お気に入りの宿。



2日目は、琴引浜に寄った後、右回りに丹後半島をぐるっと周って、伊根の舟屋を観光。旅番組によく出てくる景色です。



宿泊は、丹後半島を左回りに戻って、間人の「寿海亭」。観光のことを考えずに宿を選んだため、行った道をまた戻ることになりましたが、日本海を眺めながら、丹後半島をほぼ一周。帰り道は城崎の玄武洞公園～出石に寄ってソバも食べて、記憶に残る旅になりました。

【丹後半島へのアクセス】

中国道→舞鶴若狭道→綾部宮津道路を経由。天橋立まで3時間。夕日ヶ浦温泉には、天橋立からさらに1時間。

3日間の走行距離は、564キロでした。

## ◆マメ知識—「尊厳死の宣言書」とは

～死期が迫った時、延命だけを考えた治療はしないで欲しい～

自然な形で死を迎えたいという意思を、自分が元気なうちに残しておく書類を『尊厳死の宣言書（リビングウィル）』といいます。

尊厳死の宣言書（リビングウィル）は、現時点では法律で定められている制度ではありません。また、「延命」の解釈が定まっているわけではない、という問題もありますが、

1. 公正証書を作成しておく
2. 日本尊厳死協会に加入し、宣言書を協会に預ける（手元に控えをもらえます）

といった方法で準備し、周囲の人や医師に伝えておくことにより、自分の意思を実現できる可能性があります。



## ◆Q&A 遺言書の作成 —自筆証書遺言と公正証書遺言の違い

Q:自分ではまだまだ若いつもりなので、「遺言書なんか遠い先のこと」と思っているのですが、子供たちからは「今のうちに書いておいてよ」と頼まれています。

一般的には、自筆証書遺言と公正証書遺言、2つの選択肢があると聞きますが、どのように違うのか、よく分かりません。



A:自筆証書遺言は、文字どおり、全文を自分で書き、印鑑を押すことによって完成させるもの。

公正証書遺言は、公証役場で公証人に作成してもらう遺言書で、原本は公証役場で保管。「正本」と「謄本」を手元に置いておけます。

### ポイント

自筆証書遺言の場合、自分で書いて保管しておく遺言書ですので、作成時に費用がかかりません。

書店には「遺言書作成キット」のようなものの販売されているので、本を参考にして作成されてもよいでしょう。

リスクとしては、法律で決められた要件に沿って書かないと、無効になること。紛失や改ざんのおそれがあること。それと、「本当に本人の筆跡なのか」ということで、問題になることも。

将来、相続が発生した時（お亡くなりになられた時）に、家庭裁判所で『検認』という確認手続きをする必要があります。

一方、公正証書遺言の場合は、原本は公証役場で保管されますので、紛失や改ざんに対する心配がありません。

堺の公証役場では、ご本人が「120歳になるまで」保管してくれているそうです。相続発生時の『検認』手続きも不要です。

公証人に支払う費用は必要ですが、「安全に」「確実に」という部分から考えると、公正証書遺言で作成しておくことをお勧めしています。



## ◆「仕事にも生かせる」おススメ本

『投資は「きれいごと」で成功する』（新井和宏著）

鎌倉投信「結い2101」のファンドマネージャー、新井和宏さんの本。



「鎌倉投信」の存在は前から知っていましたが、NHK『プロフェッショナル—仕事の流儀』の番組で、はじめてお顔を知りました。

投資に限らず、お金の問題は「きれいごと」で解決させるのは難しいですが、新井さんは、「社会性を追求すると、結果として儲かる時代になった」「リスクはまごころで越えられる」「金融はまごころの循環」と書かれています。

自らの投資哲学を「非常識」と言い、受益者＝投資信託にとっては顧客となる投資者のことを「愛すべきヘンタイ」と言える世界。

自分の考えを発信し、その考えに共感してくれる人と一緒に仕事をしていけるのは、素晴らしいことだと感じました。



投資に限らず、広くビジネスに生かすことができる本です。 吉田浩章

## ◆事務所のご案内

堺市堺区向陵中町4丁4番7号  
司法書士吉田法務事務所  
代表者 司法書士吉田浩章  
TEL 072-254-5755  
http://www.office-yoshida.net



### ★主な取り扱い業務

- 司法書士業務
- ・不動産の登記（売買、贈与、財産分与、相続、抵当権設定等）
- ・会社の登記（会社設立、役員変更、本店移転、定款変更等）
- ・個人の債務整理（自己破産、個人再生、任意整理等）
- ・家庭裁判所への提出書類作成（成年後見、相続放棄等）
- 行政書士業務—遺言書作成、公正証書、各種契約書作成等
- FP業務—家計見直し、住宅ローンの相談

★営業時間：平日9時～18時（事前予約制。時間外の対応も可）



【編集後記】毎年料理屋さんをお願いしていたお節。「毎年中身が同じ」じゃ面白くないと、デパートに見に行ったのは9月（→まだカタログもなし）。その後、「今年はお節不要」「鍋でいい」と、ぎりぎりまで放置した「お節問題」は、年末27日になって行動開始。具材を買って詰めるだけの、自家製？おせちになる予定です。（吉田）

※このニュースレターは、今までお仕事をさせていただいたお客様や、セミナーでお会いした方にお送りしています。今後の購読を望まれない場合は、お手数ですが、メール（yoshida-houmu@nifty.com）かお電話にてお知らせ下さい。